



埼玉県報

第 2747 号
平成 27 年(2015 年)
11 月 10 日
火曜日

目 次

条例のあらまし

- 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例のあらまし（文書課）

条例

- 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（文書課）

告示

- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 馬宮土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 坂戸都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 県道東松山桶川線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定の取消し（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 埼玉県立循環器・呼吸器病センターの汎用超音波画像診断装置及び画像管理システムの調達に関する入札公告（経営管理課）
- 平成 26 年 12 月 14 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する収支報告書の訂正（選挙管理委員会）

正誤

- 埼玉県病院事業管理規程第 10 号中訂正（経営管理課）

本号で公布された条例のあらまし

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（埼玉県条例第六十号）

（文書課）

一 趣旨

行政不服審査法が全部改正されたことに伴い、関係六条例を整備するための条例を制定する。

二 内容

「異議申立て」を「審査請求」に改める等の規定の整備

三 施行期日

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日

条 例

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十七年十一月十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第六十号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条の三第二項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十四条又は第四十五条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文」に改める。

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

第二条 執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表埼玉県情報公開審査会の項及び埼玉県個人情報保護審査会の項中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

(学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第三条 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の四第二項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十四条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第四条 職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十四条第一項又は第四十五条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第五条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十年埼玉県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「六十日」を「三月」に改める。

(埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第六条 埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年埼玉県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千二百七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十一月十日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
志木東口駅ビル

埼玉県新座市東北二丁目三十八番十号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 放置自転車の禁止区域内であるため、店舗利用者が路上駐輪することのないよう、駐輪場の周知徹底に努めてください。
- (2) 用途変更における確認が必要となる場合は、確認の申請を行ってください。また、建築基準法に適合する計画としてください。

二 縦覧期間

平成二十七年十一月十日から平成二十七年十二月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県南西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千二百七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十一月十日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
イエローハット美女木店

埼玉県戸田市美女木千三百二十三一六外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 違法駐車等が発生しないように、来店者の見やすい場所に駐車場及び駐輪場の案内看板等を設置するようお願いします。
- (2) 店舗周辺の道路（歩道含む）において、車両及び歩行者が安全に通行できる環境を創出するため、交通整理員の配置や警備員等による見回り、注意喚起等、違法駐車車両や放置自転車の防止対策について、配慮するようお願いします。
- (3) 違法駐車させない雰囲気づくりのため、違法駐車を禁止する表示をする等の対策を講じるようお願いします。
- (4) 監視カメラの設置や警備員による見回りの実施、犯罪防止啓発ポスターの掲示等、防犯対策に配慮するようお願いします。

二 縦覧期間

平成二十七年十一月十日から平成二十七年十二月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県南部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千二百七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十一月十日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーブルデンキ越谷レイクタウン店

埼玉県越谷市レイクタウン九丁目二番の一部

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 循環型社会形成推進基本法を踏まえ、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、リサイクル関連法令に従い、リサイクルを積極的に推進すること。また、廃棄物については分別を徹底し、法令を遵守して適正に処理・処分すること。
- (2) 店舗の設置工事の手法によっては、騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業実施届出書の提出、または、越谷市環境保全条例に基づく指定建設作業実施届出書の提出が必要となる場合があるため、事前に環境政策課との協議を行うこと。

二 縦覧期間

平成二十七年十一月十日から平成二十七年十二月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県東部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千二百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十一月十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベスタ本庄

埼玉県本庄市寿三丁目二百六十九番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地 外 計四者

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計五者

ハ 変更年月日

平成二十七年三月二十一日外

二 届出年月日

平成二十七年十月二十三日

三 縦覧期間

平成二十七年十一月十日から平成二十八年三月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年十一月十日から平成二十八年三月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十一月十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベルク佐谷田店

埼玉県熊谷市佐谷田二千四百六外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

ウエルシア関東株式会社 代表取締役 鈴木孝之

埼玉県さいたま市見沼区東大宮四丁目四十七番地七

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 水野秀晴

東京都千代田区外神田二丁目二番十五号

ハ 変更年月日

平成二十七年三月二十一日外

二 届出年月日

平成二十七年十月二十三日

二 縦覧期間

平成二十七年十一月十日から平成二十八年三月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に對し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年十一月十日から平成二十八年三月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十一月十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベルク熊谷銀座店

埼玉県熊谷市銀座二丁目二百二十六番外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）ベルク熊谷銀座店

（変更後）ベルク熊谷銀座店

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

ハ 変更年月日

平成二十七年三月二十一日外

二 届出年月日

平成二十七年十月二十三日

二 縦覧期間

平成二十七年十一月十日から平成二十八年三月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に對し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年十一月十日から平成二十八年三月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百八十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十一月十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベルク秩父影森店

埼玉県秩父市下影森七百四一一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) ベルク秩父影森店

埼玉県秩父市大字下影森七百四一一外

(変更後) ベルク秩父影森店

埼玉県秩父市下影森七百四一一外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

(変更後) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地 外 計三者

(変更後) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計三者

ハ 変更年月日

平成二十七年三月二十一日外

二 届出年月日

平成二十七年十月二十三日

平成二十七年十一月十日から平成二十八年三月十日まで

三
縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県秩父地域振興センター

四
意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年十一月十日から平成二十八年三月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十一月十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
入間野田モール

埼玉県入間市大字野田字山王塚八百八十九番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地 外計五者

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外計五者

ハ 変更年月日

平成二十七年三月二十一日外

二 届出年月日

平成二十七年十月二十三日

三 縦覧期間

平成二十七年十一月十日から平成二十八年三月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年十一月十日から平成二十八年三月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百八十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十一月十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベルク上尾春日店

埼玉県上尾市春日一丁目三十四番地二十九外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地 外計二者

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外計二者

ハ 変更年月日

平成二十七年三月二十一日外

ニ 届出年月日

平成二十七年十月二十三日

三 縦覧期間

平成二十七年十一月十日から平成二十八年三月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年十一月十日から平成二十八年三月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十一月十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベルク東所沢店

埼玉県所沢市東所沢和田三丁目三十番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

ハ 変更年月日

平成二十七年三月二十一日外

二 届出年月日

平成二十七年十月二十三日

三 縦覧期間

平成二十七年十一月十日から平成二十八年三月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年十一月十日から平成二十八年三月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十七年十一月四日認可した。

平成二十七年十一月十日

一 名称

馬宮土地改良区

二 事務所の所在地

さいたま市

埼玉県知事 上田清司

告 示

埼玉県告示第千二百八十六号

坂戸市から坂戸都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第
二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課におい
て縦覧に供する。

平成二十七年十一月十日

埼玉県知事 上田清司

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十一月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原

章

- | | |
|---------|--------|
| 一 道路の種類 | 県道 |
| 二 路線名 | 東松山桶川線 |
| 三 道路の区域 | |

	区間	(メートル)
五・九五 一〇・三四	(メートル)	延長
九三六・一〇		(メートル)
県道東松山鴻巣線と重複する区域についての変更である。旧道については東松山市に移管。		備考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百一十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十一月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 橋 淳 一

一 許可番号

平成二十七年八月三日

指令川建セ第二七〇〇二七〇号

二 検査済証番号

平成二十七年十一月五日

川建セ第二七〇〇六〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字上伊草字天神千百三十二番一及び千百三十三番一、千百三十四番一、千百三十五番一の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県熊谷市万吉二千九百五十番地一

株式会社 馬車道 代表取締役 木村 商一

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百一十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十一月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 楓 淳 一

一 許可番号

平成二十七年三月十二日

指令川建セ第二六〇一一八〇号

二 検査済証番号

平成二十七年十一月五日

川建セ第二七〇〇五六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字下大屋敷字合ノ田四百三十二番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字上大屋敷四百三番地

小嶋 寛人

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百一十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、平成十三年十一月十五日第二号で位置の指定をした道路を次のとおり取り消した。

平成二十七年十一月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 槻 淳 一

取消番号	指定の取消しに係る道路の種類	指定の取消しの年月日	指定の取消しに係る道路の位置	指定の取消しに係る道路の延長(単位メートル)	指定の取消しに係る道路の幅員(単位メートル)
第一〇一号	建築基準法 第四十二条 第一項第五号	平成二十七年十月 二十八日	埼玉県入間郡毛呂山町前久保南四丁目三十三—一二 及び同町同四丁目三十三—五十一	二十三・六七	四・〇〇

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百一十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行つた。

平成二十七年十一月十日

川越建築安全センター所長 大 楓 淳 一

	第十一号	指定番号
第一項第四号 建築基準法 第四十二条	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の種類
十一月四日 平成二十七年	指定の年月日	指定の年月日
朝霞市栄町五丁目千五百九十九―十一から 栄町三丁目千六百三十二―三まで	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の位置
二百七・〇	(単位メートル) 道路定延長に係る	(単位メートル) 道路定延長に係る
十六・〇	(単位メートル) 道路定幅員に係る	(単位メートル) 道路定幅員に係る

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百一十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十一月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 橋 淳 一

一 許可番号

平成二十七年六月五日

指令川建セ第二七〇〇一五〇号

二 検査済証番号

平成二十七年十一月九日

川建セ第二七〇〇五八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字伊古字眺望里百四十五番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字伊古百四十五番地一

能見 清

告 示

埼玉県病院事業告示第七十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十七年十一月十日

埼玉県病院事業管理者　名和　肇

1 調達内容

(1) 購入案件名及び数量

汎用超音波画像診断装置及び画像管理システム 一式

(2) 購入案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年3月25日

(4) 納入場所

埼玉県熊谷市板井1696

埼玉県立循環器・呼吸器病センター

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされている者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売の許可を

受けている者であること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、

入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 田村・松丸

電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

(2) 入札説明書で求めるその他の提出資料（提案書）の提出場所及び仕様書の問合せ先

〒360-0197 埼玉県熊谷市板井1696

埼玉県立循環器・呼吸器病センター 用度担当 松村・高橋

電話048-536-9900 ファクシミリ048-536-9920

(3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(4) 入札説明会の有無

無

(5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成27年12月22日 午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年12月21日 午後5時まで

上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成27年12月22日 午前10時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成27年12月1日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

General purpose ultrasonic diagnostic imaging apparatus and medical image management system

(2) Time-limit for tender:

10:00 a.m., December 22, 2015 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., December 21, 2015)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan

Telephone: 048-830-5985

告示

埼玉県選管告示第七十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百八十九条第一項の規定により提出された平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者戸口佐一の選挙運動に関する收支報告書に關し、平成二十七年十月八日に出納責任者松崎興治から訂正する旨の報告があつたので、平成二十七年六月三十日付け埼玉県選管告示第四十五号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十七年十一月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬副次

卷之三

三十二

日本共产党埼玉中部地区委員会

削除

ノ
リ
ジ

三十二

卷之三

卷之二

一三七

卷之三

卷之三

卷之三

その他の寄附 1件

ページ

三十二

今回計

合計

ページ

三十三

總言十

卷之三

總計

113,888 円
25,088 円

°「一」

表中
支出

行
十一

95,183 円

6,383 円

謹 正 謹 正 食糧費

°「一」

表中
支出

行
十四

1,144,888 円

謹 正 今回計

表中
支出

行
十五

1,056,088 円

謹 正 総計

表中
支出

1,144,888 円

1,056,088 円

謹 正

正 誤

埼玉県病院事業管理規程第十号（平成二十七年十月二日第二千七百三十六号）中

訂正

ページ 行

一 前から九

誤

玉県病院事業管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

正 玉県病院事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。